

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第22号

鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鴨川市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成29年鴨川市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表鴨川市芝浜プールの項を削る。

第3条第1項ただし書を削る。

第5条第1項中「(鴨川市芝浜プールを除く。以下この条において同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。